

パソコンの廃棄方法

家庭から廃棄されるパソコンはパソコンメーカーが回収し、アルミ・ガラス・貴金属などに再資源化されます。回収の申込みは、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口で行ってください。各メーカーのホームページから申し込みすることもできます。回収するメーカーのないパソコン

(自作パソコン・倒産や事業撤退したパソコンなど)は、一般社団法人パソコン3R推進協会が有償で回収・再資源化します。

※自治体での回収・申込みの受付は行っていないです。

対象となる機器 デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン

PCリサイクルマークの付いたパソコンは、無料でメーカーが回収・再資源化します。

マークの付いていないパソコンは、回収再資源化料金が必要となります。

問合せ 一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎ 03-5282-7685

／生活環境課
生活環境係



▲ PC リサイクル
マーク

たま川兄弟
減右衛門と量右衛門のこれやってる？
シュレッダー屑の出し方は？の巻

減右衛門

量右衛門



おはよう！

お兄さん、おはよう！



そうだよ！
今までプライバシーが気になって燃やせるごみで出していた紙も、これからは資源Aの日に捨てるよ。

あれ？
シュレッダー屑だ。
シュレッダー買ったの？



そうだったの！
確かにシュレッダー屑は、散らしたら大変だしね。

お兄さん！
シュレッダー屑は
(半)透明の袋に
入れて出さなきゃ



もちろん！
よし！(半)透明の
袋に入れ替えよう。
ありがと！

資源化できない感熱紙の
レシートやカーボン紙、
セロファンは、入って
いないよね？

花火の混入で

あわや火災!!

1月27日(水)に回収された資源Aの中に、花火類が混入しており、搬入先の倉庫で火災発生の危険がありました。

倉庫には大量の紙類が集められるため、一歩間違えると大規模な火災になってしまいます。

改めて、分別の確認をお願いただくようご協力をお願いします。

※花火類は「燃やせるごみ」です。使用の有無に関わらず、必ず水に濡らしてから出してください。



▲混入されていた花火

問合せ

生活環境課生活環境係

羽村第二中学校・羽村第三中学校通学区区域が変わります

昭和50年代の児童・生徒数の増加に伴う当時の学区変更により、富士見小学校と松林小学校の卒業生は、羽村第二中学校と羽村第三中学校に分かれて進学している状況にあります。

しかし、近年、少子化などにより児童・生徒数が減少し、当時とは状況が変化しています。このような中、平成21年8月、松林小学校の保護者や地域住民などから、羽村第二中学校に進学できるように求める要望書が提出されました。その後、富士見小学校の保護者や地域住民などからも同様の要望書が提出されました。

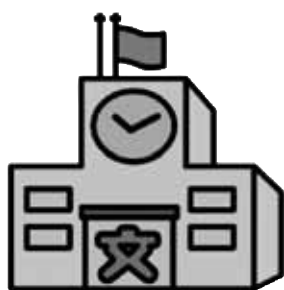
また、同じ小学校の卒業生が別々の中学校へ進学する状況は、今後、小・中学校の連携を図っていく上でも望ましくないことから、教育委員会では、平成21年10月に通学区区域の検討を行うため「羽村市学区審議会」を設置しました。

学区審議会から、当時と比べ児童・生徒数が大きく減少していることや、同じ小学校の卒業生は同じ中学校に進学することが小・中学校の連携という観点からも望ましいこと、また、保護者などの要望にも沿うことなどから、

松林小学校通学区区域と富士見小学校通学区区域の全てを羽村第二中学校通学区区域にすることが適当であるとの答申が提出されました。

教育委員会では、答申を踏まえ、1月8日(金)に教育委員会臨時会を開催し、学区審議会の答申どおり、平成22年度から松林小学校通学区区域および富士見小学校通学区区域の全てを羽村第二中学校通学区区域とするよう「羽村市公立学校通学区区域等に関する規則」の一部改正を行いました。

今回の規則の改正に伴い、中学校通学区区域が羽村第三中学校から羽村第二中学校に変更となる地域は次のとおりです。



■現在の学区



■平成22年4月1日からの学区



富士見小学校

神明台1丁目の全て
神明台2丁目1～4番地

松林小学校

富士見平1丁目5～9番地
富士見平1丁目18～19番地
富士見平2丁目9～14番地
富士見平2丁目22～24番地
富士見平3丁目の全て
緑ヶ丘3丁目の全て
五ノ神341～365
羽4122～4184

経過措置

中学校通学区区域の変更に伴い、平成24年度までの3年間に限り、今回の改正に該当する地区に居住する児童は、申出書を提出することで、羽村第三中学校に入学することができる経過措置を行います。

経過措置は、それぞれ中学校に入学する前年の12月に行います。

詳しくは、問い合わせください。

問合せ 教育総務課学務係

暮らし

■みんなで緑を増やそう
「緑の募金」

緑を増やし、守っていくため、緑の募金にご協力をお願いします。募金箱は市役所1階案内・2階環境保全課窓口、ゆとりぎ、図書館、スポーツセンター、郷土博物館、保健センター、福祉センターに設置します。

期 間 3月1日(月)～5月31日(月)

昨年は、16万2386円集まりました。ご協力ありがとうございました。

皆さんから寄せられた募金は、市から東京緑化推進委員会を通し、森林整備や都市緑化、花粉の少ない森づくり運動などに役立てられます。

問合せ 環境保全課環境保全係

■羽村市指定ごみ袋および粗ごみシール取扱店の追加

次の場所を新たに取扱店として指定しました。

取扱店 スーパーアルプス羽村店

(神明台2-3-13)

※そのほかの取扱店は、「市ホームページ」または「資源リサイクルマニュアル」で確認してください。

問合せ 生活環境課生活環境係

■羽村市特別職報酬等審議会 答申

市では、平成21年7月23日(木)、羽村市特別職報酬等審議会を設置し、市議会議員の報酬や政務調査費、市長、副市長などの給料額について審議をお願いしてきました。

1月14日(木)、その審議結果が市長に答申されました。

答申内容 市議会議員の報酬および政務調査費ならびに市長、副市長などの給料の額については、いずれも据え置くことが適当である。

※答申の内容については、市役所3階職員課窓口・市役所1階市政情報コーナー・市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 職員課給与厚生係



▲答申の様子

募集

■子育て相談員(嘱託員) 募集

応募資格 子育て経験があり、子育てに理解と関心を持ち、次のいずれかの資格をお持ちの方

○保健師／正・准看護師／社会福祉士

／保育士／幼稚園・小・中学校教諭
募集人数 1人

雇用期間 4月1日～平成23年3月31日

勤務日時 毎週火・金・日曜日午前9時～正午(祝日を含む)、そのほか、月2回程度(不定期) 午後の2時間

勤務場所 東児童館

勤務内容 子育てに関するさまざまな相談業務

報酬(時給) 平日950円、日曜日1140円

申込み・問合せ 2月26日(金)午後5時までに、子育て支援課または職員課

にある臨時職員等登録台帳に必要事項を記入し、顔写真縦4cm×横3cm程度、資格を証明する書類の写しを添えて、直接子育て支援課子ども家庭支援センター係へ☎578-2882

審議会等の傍聴

■第6回羽村市国民健康保険運営協議会

日時 2月18日(木)午後1時30分

会場 市役所5階委員会室

定員 5人(先着順)

※直接会場へお越しください。

問合せ 保険年金課保険係

商工会から

■平成21年分所得税・消費税確定申告相談会

事業所得者の所得税および消費税確定申告の相談を受け付けます。

期間

○所得税 2月16日(火)～3月15日(月)

(土・日曜日を除く)

○消費税 3月18日(木)・19日(金)

受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

会場 羽村市商工会館2階研修室

※所得税・消費税以外の相談受付はできません。

持ち物

○所得税 税務署から届いた平成21年分書類一式／昨年申告した平成20年分の決算書／確定申告書／各種控除証明書(国民年金などの領収書を含む)／印鑑

○消費税 税務署から届いた平成21年分書類一式／昨年申告した平成20年分の消費税確定申告書(初めて申告する方を除く)／平成19年分と21年分の所得税の決算書／確定申告書／印鑑

問合せ 羽村市商工会 ☎555-162

11